

地方公務員法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町規則第8号

地方公務員法等の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

(期末手当支給に関する規則の一部改正)

第1条 期末手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 給与条例第18条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>法第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)に限る。)となった者</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>又は短時間勤務職員に限る。)となった者</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>第2条 給与条例第18条第1項後段の規則で定める職員は、<u>次の各号</u>に掲げる職員とし、これらの職員には期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。))<u>で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)に限る。)となった者</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>再任用短時間勤務職員</u>又は短時間勤務職員に限る。)となった者</p> <p>ア～イ (略)</p>

第3条 基準日前1か月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第5条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

(3)～(5) (略)

3 (略)

第6条 基準日以前6か月以内の期間において、次に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの常勤の職員及び定年前再任用短時間勤

第3条 基準日前1箇月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(期末手当に係る在職期間)

第5条 (略)

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) (略)

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

(3)～(5) (略)

3 (略)

第6条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が給与条例の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの常勤の職員及び再任用短時間勤

務職員として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1)～(3)

2 第1条第1項第4号に掲げる職員であつて、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が引き続いて給与条例の適用を受ける職員になった場合は、その者が基準日以前6か月以内の期間における同号に掲げる職員として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

務職員として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(1)～(3)

2 第1条第1項第4号に掲げる職員であつて、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員が引き続いて給与条例の適用を受ける職員になった場合は、その者が基準日以前6箇月以内の期間における同号に掲げる職員として在職した期間は、前条第1項の在職期間に算入する。

(勤勉手当支給に関する規則の一部改正)

第2条 勤勉手当支給に関する規則(昭和41年柴田町規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 給与条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号及び第3号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)に限る。)となつた者</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>定年前再任用短</u></p>	<p>第2条 給与条例第19条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。ただし、第2号及び第3号に掲げる者のうち、勤勉手当に相当する手当が支給されない者については、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において、次に掲げる者(非常勤である者にあつては、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「<u>再任用職員</u>」という。)で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))又は育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員(以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。)に限る。)となつた者</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>(3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者にあつては、<u>再任用短時間勤</u></p>

時間勤務職員又は短時間勤務職員に限る。)

となった者

ア～イ (略)

第2条の2 基準日前1か月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、定年前提任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(勤勉手当の成績率)

第6条 定年前提任用短時間勤務職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(5) (略)

2～3 (略)

4 定年前提任用短時間勤務職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)～(4) (略)

5 (略)

附則別表 別記1

務職員又は短時間勤務職員に限る。)となつ

た者

ア～イ (略)

第2条の2 基準日前1か月以内において給与条例の適用を受ける常勤の職員、再任用短時間勤務職員又は短時間勤務職員としての退職が2回以上ある者について前2条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

(勤勉手当の成績率)

第6条 再任用職員以外の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の給与条例第19条第1項の職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ長と協議して、別段の取扱いをすることができる。

(1)～(5) (略)

2～3 (略)

4 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1)～(4) (略)

5 (略)

附則別表 別記2

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 通勤手当の支給に関する規則（昭和41年柴田町規則第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第7条 給与条例第20条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均<u>1か月</u>当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第7条の3 給与条例第20条第2項第2号の規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち、平均<u>1か月</u>当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(1) <u>法第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第7条の4 給与条例第20条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第20条第1項第3号に掲</p>	<p>第7条 給与条例第20条第2項第1号に規定する運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均<u>1箇月</u>当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第7条の3 給与条例第20条第2項第2号の規則で定める職員は、次に掲げる職員のうち、平均<u>1箇月</u>当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の規則で定める割合は、100分の50とする。</p> <p>(1) <u>法第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(併用者の区分及び支給額)</p> <p>第7条の4 給与条例第20条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次<u>の各号</u>に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 給与条例第20条第1項第3号に掲</p>

げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1か月当たりの運賃等相当額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 給与条例第20条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1か月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) 給与条例第20条第1項第3号に掲げる職員のうち、1か月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

(支給日等)

げる職員（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が10,000円を超えるときは、10,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 給与条例第20条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が同条第2項第2号に定める額以上である職員（前号に掲げる職員を除く。） 同項第1号に定める額

(3) 給与条例第20条第1項第3号に掲げる職員のうち、1箇月当たりの運賃等相当額等が同条第2項第2号に定める額未満である職員（第1号に掲げる職員を除く。） 同項第2号に定める額

(支給日等)

第9条 (略)

2～3 (略)

4 給与条例第20条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第20条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与条例第20条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1か月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第20条第4項の規則で定める事由は、通勤手当(1か月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第20条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1か月当たりの運賃等相当額等(第7条の4第1号に掲げる職員にあっては、1か月当たりの運賃等相当額及び給与条例第20条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,

第9条 (略)

2～3 (略)

4 給与条例第20条第3項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして給与条例第20条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が給与条例第20条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(返納の事由及び額等)

第10条の2 給与条例第20条第4項の規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1)～(4) (略)

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第20条第4項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第7条の4第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第20条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,

000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1か月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～イ （略）

3 （略）

（支給単位期間）

第10条の3 給与条例第20条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は第7条第1項第3号の長の定める普通交通機関等 1か月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号

000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、長の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～イ （略）

3 （略）

（支給単位期間）

第10条の3 給与条例第20条第5項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は第7条第1項第3号の長の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同号

に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の6第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) ～ (5) (略)

(その他)

第12条 (略)

に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) ～ (5) (略)

(事後の確認)

第12条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が給与条例第20条第1項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時確認するものとする。

(その他)

第13条 (略)

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第4条 管理職手当の支給に関する規則（昭和45年規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職及び支給額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 別表に掲げる職を占める職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）以外の職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別及び当該職員</p>	<p>(管理職及び支給額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 別表に掲げる職を占める職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）以外の職員に支給する管理職手当は、当該職</p>

の属する職務の級に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員以外の職員に係る支給額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柴田町条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 3 別表に掲げる職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の定年前再任用短時間勤務職員に係る支給額欄に定める額（定年前再任用短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額としその額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

別表 別記3

員に適用される給料表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の再任用職員以外の職員に係る支給額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柴田町条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

- 3 別表に掲げる職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、別表の再任用職員に係る支給額欄に定める額（再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額としその額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

別表 別記4

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第5条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和46年柴田町規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(昇格の場合の号俸) 第23条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前3項の規定により決定される号俸が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前3項の規定にかかわらず、町長の定めるところにより、その者の号俸を決定することができる。</u></p> <p>(降格の場合の号俸) 第24条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、<u>その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7の2に定める降格時号俸対応表の降格後の号俸欄に定める号俸とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。<u>この場合において、当該号俸は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号俸でなければならない。</u></p> <p>別表第7の2 別記5</p>	<p>(昇格の場合の号俸) 第23条 (略) 2～3 (略)</p> <p><u>4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前3項の規定にかかわらず、町長の定める号俸とする。</u></p> <p>(降格の場合の号俸) 第24条 職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、<u>降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸(同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸)とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定により職員の号俸を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ町長の承認を得て、その者の号俸を決定することができる。</p>

(営利企業等の従事制限についての許可基準に関する規則の一部改正)

第6条 営利企業等の従事制限についての許可基準に関する規則(昭和48年柴田町規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>任命権者は、職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）が同法第38条第1項の規定に基づき営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及びその他これらに準ずる職を兼ね、若しくは同項に規定する営利企業等に従事するため許可の申請をしたときは、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、許可を与えることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>任命権者は、職員（非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）が同法第38条第1項の規定に基づき営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員及びその他これらに準ずる職を兼ね、若しくは同項に規定する営利企業等に従事するため許可の申請をしたときは、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、許可を与えることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年柴田町規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	
<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>	<p>(時間外勤務を命ずる際の考慮)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 任命権者は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）及び育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に時間外勤務を命ずる場合には、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。</p>

(年次有給休暇の日数)

第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たに職員となった育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第22条の

(年次有給休暇の日数)

第10条 条例第12条第1項第1号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(1) 齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。） 20日に齊一型短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数

(2) 不齊一型短時間勤務職員（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。） 155時間に条例第2条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、7時間45分を1日として日に換算して得た日数

2 前項の規定にかかわらず、当該年の中途において新たに職員となった育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、その者の勤務時間等を考慮し、町長が別に定める日数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法第28条の

4第1項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

4～8 (略)

第10条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一

5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

4～8 (略)

第10条の2 次の各号に掲げる場合において、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときに当該変更の日以後における職員の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあっては条例第12条第1項第1号又は第2号に掲げる日数に同条第2項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあっては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(1) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である

である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) ~ (4) (略)

育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち、1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合 勤務形態の変更後における1週間の勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における1週間の勤務日の日数で除して得た率

(2) 育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続いて勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が不斉一型育児短時間勤務若しくは育児休業法第17条の規定による短時間勤務のうち斉一型短時間勤務以外のものを終える場合 勤務形態の変更後における1週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における1週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

(3) ~ (4) (略)

(柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

第8条 柴田町一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成26年柴田町規則第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前

(特定業務等従事任期付職員の給料月額の決定等の特例)

第5条 条例第7条第6項に規定する特定業務等従事任期付職員の職務の級及び号俸は、行政職給料表の職務の級1級の定年前再任用短時間勤務職員の項とする。ただし、その者が有する専門的な知識、経験及び職務内容等を考慮する必要がある場合は、別に定める級及び号俸を適用する。

2～3 (略)

(特定業務等従事任期付職員の給料月額の決定等の特例)

第5条 条例第7条第6項に規定する特定業務等従事任期付職員の職務の級及び号俸は、行政職給料表の職務の級1級の再任用職員の項とする。ただし、その者が有する専門的な知識、経験及び職務内容等を考慮する必要がある場合は、別に定める級及び号俸を適用する。

2～3 (略)

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正)

第9条 職員の給料の調整額に関する規則(平成26年柴田町規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料の調整額)</p> <p>第3条 <u>前条に定める職を占める職員(次項に掲げる職員を除く。)</u>の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第3条 <u>前条に定める職を占める職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)</u>にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年柴田町条例第20号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項及び第4項の規定により定められたその者の勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第1</p>

1条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項により定められたその者の勤務時間をそれぞれ勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、その額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

(1) 給与条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年柴田町条例第20号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

(3) 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条

の規定により採用された短時間勤務職員
勤務時間条例第2条第4項の規定により定
められたその者の勤務時間を勤務時間条例
第2条第1項に規定する勤務時間で除して
得た数

3 前2項に規定する調整基本額は、当該職員
に適用される給料表及び職務の級に応じ、別
表第2に掲げる額（その額が給料月額（前項
各号に掲げる職員にあつては、その者に適用
される給料表並びにその職務の級及び号俸に
応じた額。以下この項において同じ。）の10
0分の4.5を超えるときは、給料月額の1
00分の4.5に相当する額）とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、こ
れらの規定による給料の調整額が給料月額
の100分の25を超えるときは、給料月額
の100分の25に相当する額を給料の調整額
とする。

（端数計算）

第3条の2 前条第1項、第2項及び第4項の
規定による給料の調整額並びに前条第3項に
規定する調整基本額に1円未満の端数がある
ときは、それぞれその端数を切り捨てた額を
もつて、これらの規定の額とする。

（支給期間）

第4条 第3条第1項、第2項及び第4項の規
定による給料の調整額は、職員が第2条に定
める職を占める期間に限り、その職員の給料
月額に加えて支給するものとする。

（給与条例附則第11項の規定の適用を受け
る職員の給料の調整額）

第4条の2 給与条例附則第11項の規定の適
用を受ける職員に対する第3条第3項の規定
の適用については、当分の間、同項各号列記
以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じ

第4条 前条に定める給料の調整額は、職員が
第2条に定める職を占める期間に限り、その
職員の給料月額に加えて支給するものとし
る。

た額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別記1 (改正後)

附則別表

勤務時間		期間率
<u>11</u> か月17日	<u>5</u> か月17日	(略)
<u>10</u> か月16日以上 <u>11</u> か月17日未満		(略)
<u>9</u> か月17日以上 <u>10</u> か月16日未満	<u>4</u> か月17日以上 <u>5</u> か月17日未満	(略)
<u>8</u> か月16日以上 <u>9</u> か月17日未満		(略)
<u>7</u> か月17日以上 <u>8</u> か月16日未満	<u>3</u> か月14日以上 <u>4</u> か月17日未満	(略)
<u>6</u> か月17日以上 <u>7</u> か月17日未満		(略)
<u>5</u> か月16日以上 <u>6</u> か月17日未満	<u>2</u> か月17日以上 <u>3</u> か月14日未満	(略)
<u>4</u> か月17日以上 <u>5</u> か月16日未満		(略)
<u>3</u> か月16日以上 <u>4</u> か月17日未満	<u>1</u> か月16日以上 <u>2</u> か月17日未満	(略)
<u>2</u> か月17日以上 <u>3</u> か月16日未満		(略)
<u>1</u> か月17日以上 <u>2</u> か月17日未満	17日以上 <u>1</u> か月16日未満	(略)
14日以上 <u>1</u> か月17日未満		(略)
(略)	(略)	(略)

別記2 (改正前)

附則別表

勤務時間		期間率
<u>11</u> ヶ月17日	<u>5</u> ヶ月17日	(略)
<u>10</u> ヶ月16日以上 <u>11</u> ヶ月17日未満		(略)
<u>9</u> ヶ月17日以上 <u>10</u> ヶ月16日未満	<u>4</u> ヶ月17日以上 <u>5</u> ヶ月17日未満	(略)
<u>8</u> ヶ月16日以上 <u>9</u> ヶ月17日未満		(略)
<u>7</u> ヶ月17日以上 <u>8</u> ヶ月16日未満	<u>3</u> ヶ月14日以上 <u>4</u> ヶ月17日未満	(略)
<u>6</u> ヶ月17日以上 <u>7</u> ヶ月17日未満		(略)
<u>5</u> ヶ月16日以上 <u>6</u> ヶ月17日未満	<u>2</u> ヶ月17日以上 <u>3</u> ヶ月14日未満	(略)
<u>4</u> ヶ月17日以上 <u>5</u> ヶ月16日未満		(略)
<u>3</u> ヶ月16日以上 <u>4</u> ヶ月17日未満	<u>1</u> ヶ月16日以上 <u>2</u> ヶ月17日未満	(略)
<u>2</u> ヶ月17日以上 <u>3</u> ヶ月16日未満		(略)
<u>1</u> ヶ月17日以上 <u>2</u> ヶ月17日未満	17日以上 <u>1</u> ヶ月16日未満	(略)
14日以上 <u>1</u> ヶ月17日未満		(略)
(略)	(略)	(略)

別記3 (改正後)

別表 (第2条関係)

組織	職	職務の級	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 以外の職員に係る支給額 (月額)	<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> に係る支給額 (月額)
町長	会計管理者	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記4 (改正前)

別表 (第2条関係)

組織	職	職務の級	<u>再任用職員</u> 以外の職員に係る支給額 (月額)	<u>再任用職員</u> に係る支給額 (月額)
町長	会計管理者	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記5 (改正後)

別表第7の2 降格時号俸対応表 (第24条関係)

行政職給料表降格時号俸対応表

降格した 日の前日 に受けて いた号俸	降格後の号俸						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	33	17	17	9	9	13	13
2	33	18	18	10	10	14	14
3	33	19	19	11	11	15	15
4	34	20	20	12	12	16	16
5	35	21	21	13	13	17	17
6	36	22	22	14	14	18	18
7	37	23	23	15	15	19	19
8	39	24	24	16	16	20	20
9	40	25	25	17	17	21	21
10	42	26	26	18	18	22	22
11	43	27	27	19	19	23	23
12	44	28	28	20	20	24	24
13	45	29	29	21	21	25	25
14	46	30	30	22	22	26	26
15	47	31	31	23	23	27	27
16	48	32	32	24	24	28	28
17	49	33	33	25	25	29	29
18	50	34	34	26	26	30	30
19	51	35	35	27	27	31	31
20	52	36	36	28	28	32	32
21	53	37	37	29	29	34	33
22	54	38	38	30	30	36	34
23	55	39	39	31	31	38	35
24	56	40	40	32	32	40	36
25	59	41	41	33	33	42	38
26	62	42	42	34	34	44	40
27	65	43	43	35	35	46	42
28	68	44	44	36	36	48	47
29	70	45	45	37	37	52	52
30	72	46	46	38	38	56	57
31	74	47	47	39	39	67	61
32	76	48	48	40	40	80	61

<u>33</u>	<u>78</u>	<u>49</u>	<u>49</u>	<u>41</u>	<u>41</u>	<u>82</u>	<u>61</u>
<u>34</u>	<u>80</u>	<u>50</u>	<u>50</u>	<u>42</u>	<u>42</u>	<u>84</u>	<u>61</u>
<u>35</u>	<u>82</u>	<u>51</u>	<u>51</u>	<u>43</u>	<u>43</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>36</u>	<u>84</u>	<u>52</u>	<u>52</u>	<u>44</u>	<u>44</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>37</u>	<u>86</u>	<u>53</u>	<u>53</u>	<u>45</u>	<u>45</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>38</u>	<u>88</u>	<u>54</u>	<u>54</u>	<u>46</u>	<u>46</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>39</u>	<u>90</u>	<u>55</u>	<u>55</u>	<u>47</u>	<u>47</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>40</u>	<u>92</u>	<u>56</u>	<u>56</u>	<u>48</u>	<u>48</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>41</u>	<u>93</u>	<u>58</u>	<u>57</u>	<u>49</u>	<u>50</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>42</u>	<u>93</u>	<u>60</u>	<u>58</u>	<u>50</u>	<u>52</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>43</u>	<u>93</u>	<u>62</u>	<u>59</u>	<u>51</u>	<u>54</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>44</u>	<u>93</u>	<u>64</u>	<u>60</u>	<u>52</u>	<u>56</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>45</u>	<u>93</u>	<u>66</u>	<u>63</u>	<u>53</u>	<u>58</u>	<u>85</u>	<u>61</u>
<u>46</u>	<u>93</u>	<u>68</u>	<u>66</u>	<u>54</u>	<u>60</u>	<u>85</u>	
<u>47</u>	<u>93</u>	<u>70</u>	<u>69</u>	<u>55</u>	<u>62</u>	<u>85</u>	
<u>48</u>	<u>93</u>	<u>72</u>	<u>72</u>	<u>56</u>	<u>64</u>	<u>85</u>	
<u>49</u>	<u>93</u>	<u>76</u>	<u>75</u>	<u>57</u>	<u>66</u>	<u>85</u>	
<u>50</u>	<u>93</u>	<u>80</u>	<u>78</u>	<u>58</u>	<u>76</u>	<u>85</u>	
<u>51</u>	<u>93</u>	<u>84</u>	<u>81</u>	<u>59</u>	<u>88</u>	<u>85</u>	
<u>52</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>84</u>	<u>60</u>	<u>92</u>	<u>85</u>	
<u>53</u>	<u>93</u>	<u>93</u>	<u>88</u>	<u>61</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>54</u>	<u>93</u>	<u>98</u>	<u>92</u>	<u>62</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>55</u>	<u>93</u>	<u>103</u>	<u>97</u>	<u>63</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>56</u>	<u>93</u>	<u>109</u>	<u>102</u>	<u>64</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>57</u>	<u>93</u>	<u>115</u>	<u>107</u>	<u>65</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>58</u>	<u>93</u>	<u>121</u>	<u>112</u>	<u>66</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>59</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>67</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>60</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>68</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>61</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>69</u>	<u>93</u>	<u>85</u>	
<u>62</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>70</u>	<u>93</u>		
<u>63</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>71</u>	<u>93</u>		
<u>64</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>72</u>	<u>93</u>		
<u>65</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>73</u>	<u>93</u>		
<u>66</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>74</u>	<u>93</u>		
<u>67</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>75</u>	<u>93</u>		
<u>68</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>80</u>	<u>93</u>		
<u>69</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>85</u>	<u>93</u>		
<u>70</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>88</u>	<u>93</u>		
<u>71</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>89</u>	<u>93</u>		
<u>72</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>90</u>	<u>93</u>		
<u>73</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>91</u>	<u>93</u>		

<u>74</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>92</u>	<u>93</u>		
<u>75</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>76</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>77</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>78</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>79</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>80</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>81</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>82</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>83</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>84</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>85</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>	<u>93</u>		
<u>86</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>87</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>88</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>89</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>90</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>91</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>92</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>93</u>	<u>93</u>	<u>125</u>	<u>113</u>	<u>93</u>			
<u>94</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>95</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>96</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>97</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>98</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>99</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>100</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>101</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>102</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>103</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>104</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>105</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>106</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>107</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>108</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>109</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>110</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>111</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>112</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>113</u>	<u>93</u>	<u>125</u>					
<u>114</u>	<u>93</u>						

<u>115</u>	<u>93</u>						
<u>116</u>	<u>93</u>						
<u>117</u>	<u>93</u>						
<u>118</u>	<u>93</u>						
<u>119</u>	<u>93</u>						
<u>120</u>	<u>93</u>						
<u>121</u>	<u>93</u>						
<u>122</u>	<u>93</u>						
<u>123</u>	<u>93</u>						
<u>124</u>	<u>93</u>						
<u>125</u>	<u>93</u>						

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暫定再任用職員 柴田町職員の定年等に関する条例（昭和59年柴田町条例第1号。以下「定年条例」という。）附則第3条第4項に規定する職員をいう。

(2) 暫定再任用短時間勤務職員 定年条例附則第10条第3項に規定する職員をいう。

(3) 定年前再任用短時間勤務職員 定年条例第12条の規定により採用された職員をいう。

(勤勉手当支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の勤勉手当支給に関する規則の規定を適用する。

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の管理職手当の支給に関する規則第2条第2項及び第3項の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第5条 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。

(職員の給料の調整額に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第6条 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の職員の給料の調整額に関する規則（以下「新規則」という。）第3条第3項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第3条第2項及び第3項の規定を適用する。

3 柴田町職員の給与に関する条例（昭和31年柴田町条例第5号）第8条の規定により給料の調整を行う職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める職員であって、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第6条第1項の規定により採用されたもの（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る年齢60歳に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、新規則第3条及び前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に新規則第3条第2項第1号に定める数を、同項第3号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額
の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額(その額に1円
未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

4 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に
定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧条例再任用職員(柴田町
職員の定年等に関する条例及び柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(令和4年柴田町条例第21号)第2条の規定による改正前の柴田町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例(以下「旧給与条例」という。)第5条第11項に規定する
再任用職員をいう。以下同じ。)であった職員であって、施行日において引き続き給料の
調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調
整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日
にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職
員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧条例再
任用職員になったとした場合に旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日に
その者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の職員の給料の
調整額に関する規則(以下「改正前規則」という。)第3条の規定を適用したとしたなら
ばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料
の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日
以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日
において、給料の調整額適用職を占める旧条例再任用職員になったとし、かつ、同日に当
該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することと
なった場合にあっては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとし
た場合)に、旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用される
こととなる給料表及び職務の級を基礎として改正前規則第3条の規定を適用したとした
ならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一
の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧条例再任用職員でなかった者にあつて
は同日に旧条例再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当し
た者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞ
れ旧給与条例及びこれに基づく規則等の規定により同日にその者に適用されることと
なる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)